令和3年12月小矢部市教育委員会定例会会議録

1 開催日時及び時間 令和3年12月20日(月) 開会 午前10時00分

閉会 午前12時00分

2 出席委員 1番 野澤 敏夫(教育長) 2番 前田 智嗣 3番 古村 正明

4番 石野 昌一 5番 塚崎 志津江

3 説明員 教育委員会事務局長 中村 英雄

教育委員会事務局次長 橋本 信之

(教育総務課長)

文化スポーツ課長大沼 誠一こども課長塚田 恵美子教育センター所長山田 茂晴給食センター所長砂田 克宏

職務のため会議に出席した職員 教育総務課課長補佐 梶 拓朗

教育総務課課長補佐 本田 和裕教育総務課指導主事 本多 弘子

4 議事日程

日程第1 会議録署名委員の指名について

日程第2 会議録の承認について

日程第3 教育長の業務について

日程第4 議案第20号 押印を求める手続の見直しに伴う関係規則の整備等に関する規則の制定 について

議案第21号 小矢部市営スクールバス運行に関する要綱の一部改正について

議案第22号 小矢部市学校給食事務取扱要綱の一部改正について

議案第23号 小矢部市教育委員会告示で定める申請書等における押印の特例に関する 要綱を廃止する告示について

議案第24号 小矢部市公立学校職員服務規程の一部改正について

報告事項

- 1 令和3年12月市議会定例会の代表及び一般質問について
- 2 押印を求める手続の見直しに伴う関係告示の整備に関する規則の制定について
- 3 押印を求める手続の見直しに伴う関係告示の整備等に関する要綱の制定について
- 4 市小中学校長会からの令和4年度重点要望事項について
- 5 第40回市学校教育研究大会について
- 6 大雪・台風・強風・大雨等の気象情報による注意報・警報発表時の小・中学校登下校 に係る対応基準(案)について

その他

5 議事の内容

教育長

このたび、塚崎委員が令和 3 年 12 月 20 日をもちまして新たに教育委員に就任されました。

今回初の定例会でありますので、ご挨拶をお願いしたいと思います。

塚崎委員

本日教育委員を任命されました塚崎でございます。以前、小学校に勤めており、子供達の成長を身近で見ることができました。現在は家族の皆さんの相談を受けております。「今すぐに相談したいのですが…と駆け込んで来る母親、電話で1時間以上話し続ける父親、「孫を何とかしてほしい」と訴える祖父母、など家族の皆さんの悩みを肌で感じております。微力ではございますが精一杯努めさせて頂きたいと思いますので宜しくお願いいたします。

教育長

ありがとうございました。

続いて、私からご挨拶申し上げます。この度、塚崎先生には教育委員をお引き受け頂き本当にありがとうございます。今ほど自己紹介をされましたが、学校現場でしっかりと教育を支えられ、また校長も歴任されました。学校教育への造詣と共に、現在は家庭の問題等の相談を受けておられるなど、様々な経験の深い方であり、非常に心強く感じております。また、塚崎先生は専門が音楽でいらっしゃるということです。私も昔、中学生時代に作曲などをして、音符が無限のメロディーを奏でるのを楽しんでおりましたが、今、新しく塚崎先生に音符を一つ加えて頂くことによって、この教育委員会にいろいろな可能性が広がっていくと思っております。

塚崎先生を交えて、ぜひ皆さんとともに、教育行政に素晴らしいメロディーを奏でていきたいと思いますのでどうぞ宜しくお願いいたします。

教育長

次に、本日の会議に出席しております教育委員会事務局職員を紹介いたします。 事務局長から順に自己紹介をお願いいたします。

事務職員

(職員自己紹介)

教育長

それでは、議席の取扱いについてお諮りいたします。

席次につきましては、今お座りいただいておりますとおり、1番を私として、2番前田教育長職務代理者、3番古村委員、4番石野委員、5番塚崎委員とすることにご異議ありませんか。

教育長

異議なしと認めます。

議席は、今お座りのとおり指定いたします。

教育長

(開会宣言並びに5名が出席し定足数を満たしていることにより会議の成立を宣言)

日程第1 会議録署名委員に 4番石野委員を指名。

日程第2 前回の会議録の承認について説明をお願いします。

教育総務課課長補佐

(「日程第2 会議録の承認について」説明)

教育長

11月25日開催の11月定例会の会議録については、今日まで修正意見が無かったとのことですので、承認いただいたものとして取り扱わせていただいてよろしいでし

ようか。

教育長

では、承認いただいたものとさせていただきます。

教育長

日程第3 教育長の業務について各担当から説明をお願いします。

教育総務課長

(日程第3 教育長の業務報告及び予定について説明)

教育長

教育総務課の報告にありました12月10日の「北蟹谷史跡愛護会」環境省表彰についてですが、これは北蟹谷地区の有志の方々が北蟹谷に点在するいろいろな史跡を草刈をしたり看板を立てたりされていることが評価されたことによる表彰です。

このように自分達のふるさとにある史跡を大事に守り、整備していくという取組 は非常に大切なことであると思います。このような取組が他の地区にも広まってい けば、素晴らしいことだと思います。

次に、文化スポーツ課の12月5日の柔道スポーツ少年団交流大会ですが、県内の子供達が集まり柔道の試合を行いました。コロナ禍の厳しい状況が続いていた中で、当日は、非常に元気な声が飛び交っており、スポーツの分野においてもこのように活動が再開できるようになったことを嬉しく感じました。

教育長

私からの補足は以上でありますが、何かご意見・ご質問はございますか。

教育長

それでは議案に入ります。「議案第20号 押印を求める手続の見直しに伴う関係 規則の整備等に関する規則の制定について」説明をお願いします。

事務局長

(議案第20号について説明)

教育長

ただいまの説明について、何かご意見ご質問はありませんか。

塚崎委員

必要に応じて「連絡先」等の欄を追加するとありますが、「学校施設使用願」には、 特に連絡先は必要ないのでしょうか。

教育総務課長

特に必要のない個所と考えています。

塚崎委員

連絡を取ることはないということでしょうか。

事務局長

今のご質問は、11ページの「出席停止に係る意見書」等に「連絡先」の欄が無い ということでしょうか。

塚崎委員

「学校施設使用願」で「印」は取られていますが、「連絡先」欄が無い場合、皆さんどうされるのかと思ったものです。

事務局長

精査が足りませんでした。この議案については、もう少し精査させていただきたいと思います。今までの様式にも「連絡先」の欄が無かったため、特に問題ないものと思っていますが、その欄があれば連絡がしやすくなるとも思います。検討課題とさせていただきます。

説明資料に「事務担当者、連絡先を追加」とありますが、これは教育委員会側の 事務担当者のことでしょうか。

事務局長

同時に進めている市長部局の規則改正の中では、法人が申請する場合に事務担当者を記載する欄を設けている様式もあるようですが、教育委員会規則の中には、そのような様式が無く、説明資料における「事務担当者」の表記は不要であったということになります。

教育長

いったん整理しますが、塚崎委員がご質問された「学校施設使用願」に「連絡先」の欄が必要ではないかということについてはどうですか。

事務局長

こちらについては訂正等をした上で、改めて提案させていただきたいと思います。

教育長

議案第20号につきましては、議案として提出しておりますので、議決内容が明文化されていないと、議決できないこととなります。特定の箇所だけ修正することについて説明ができれば、委員の賛成をもって修正議決することはできますが、ただ今の事務局の説明では、精査が必要だと感じました。そうであるならば、今回の議案第20号については議決保留とさせていただくしかないと判断しました。いかがでしょうか。

事務局長

もう一度整理させていただくということで、よろしいでしょうか。

石野委員

もし、今回は議決保留になるのであれば、連絡先というのは住所を示すのか、電 話番号を示すのかを明確にしていただきたいと思います。

教育長

冒頭の議案から不手際があり、申し訳ございません。議案第20号については、今程の石野委員の意見も踏まえて整理させていただき、改めて1月定例会で提案させていただきたいと思います。

教育長

それでは次に、「議案第 21 号 小矢部市営スクールバス運行に関する要綱の一部 改正について」説明をお願いします。

教育総務課長

(議案第21号について説明)

教育長

ただいまの説明について、何かご意見ご質問はありませんか。

教育長

ご意見等は無いようですので、議案第21号は、同意いただいたものとして取り扱 わさせていただいてよろしいでしょうか。

教育長

では、そのようにさせていただきます。

教育長

それでは次に、「議案第 22 号 小矢部市学校給食事務取扱要綱の一部改正について」説明をお願いします。

教育総務課長

(議案第22号について説明)

ただいまの説明について、何かご意見ご質問はありませんか。

教育長

ご意見等は無いようですので、議案第22号は、同意いただいたものとして取り扱わさせていただいてよろしいでしょうか。

教育長

では、そのようにさせていただきます。

教育長

次に、「議案第23号 小矢部市教育委員会告示で定める申請書等における押印の 特例に関する要綱を廃止する告示について」説明をお願いします。

教育総務課長

(議案第23号について説明)

教育長

ただいまの説明について、何かご意見ご質問はありませんか。

教育長

私から一つ確認ですが、令和2年の告示には具体的な申請書等の改正まで言及していなかったと思います。そうなると、具体的に実効力を発揮せずにこれまで経過していたということ、そして今回個別の要綱を定めることによって令和2年の告示は不要となったということのように思われますが、そのような解釈で宜しいですか。逆に言えば令和2年に要綱制定をした意味があったのか、ということにもなりますが。

教育総務課長

実際、実効性という部分で申しますと、申請書には印は押さなくて良い、という 状態で進めてきました。今回個別の要綱を改正したことによって、本体の要綱も廃 止することになったものです。

教育長

様式には「印」とはなっていたが、現実には印を押すことなく受付をしていたということで、令和2年の要綱制定は実効性はあったということですね。では、これらを踏まえて、他にご質問はございますか。

教育長

ご意見等は無いようですので、議案第23号は同意いただいたものと取り扱わせていただいてよろしいでしょうか。

教育長

では、そのようにさせていただきます。

教育長

次に、「議案第24号 小矢部市公立学校職員服務規程の一部改正について」説明 をお願いします。

教育総務課長

(議案第24号について説明)

教育長

ただいまの説明について、何かご意見ご質問はありませんか。

古村委員

県の事務規定と市のものが連動していないと、様々な事務処理の時に不都合が出てくると思いますが、県の事務規定に抵触しないと理解してもよろしいでしょうか。

教育総務課長

県の西部教育事務所へ確認いたしました。他の自治体でもこのような対応をしているということも確認しております。故に、今回の改正については県と連携ができ

ており、問題はないものと考えています。

教育長

他にご質問はございますか。

前田委員

経過ということは、事務処理システムがどのようなものかはよくわかりませんが、 まだ全員がシステムに移行していないということですか。

教育総務課長

校務支援システムの中の出退勤管理システムについては、全教職員が既に使用しており、現在3年目になります。各人がパソコンを1台持っており、それを立ち上げ、出退勤時刻を入力することによって出退勤の履歴が自動的に管理されるというものです。

前田委員

(経過措置で)「当分の間調整・・・」とあるのはいつまでということですか。

教育総務課長

一度に全てを切り替えるというのではなく、やはり会計検査等で"紙"で必要な場合も出てくると思われますので、その為の当分の間の経過措置としております。

教育長

原則、出退勤管理はシステムに切り替えるが、当分は必要な時に"紙"ベースのものを出力する余地も残しておくということですね。

教育長

他にご質問はございますか。

教育長

無いようですので、議案第24号については、同意いただいたものとして取り扱わさせていただいてよろしいでしょうか。

教育長

では、そのようにさせていただきます。

教育長

議案は以上であります。議案第20号につきましては、再度定例会に提案させていただくということになりました。その他の議案については、同意いただきました。

教育長

それでは、報告事項に移ります。報告事項1「令和3年12月市議会定例会の代表 及び一般質問について」説明をお願いします。

事務局長

(報告事項1 説明)

教育長

ただいまの説明について、何かご意見ご質問はありませんか。

前田委員

中田議員の質問で、「ランドセルの格差」とありますが、そのことが原因で、いじめに発展しているという意味での質問でしょうか。

教育総務課長

いじめ等に展開していく場合もあると思われるという意味の質問でありました。

前田委員

そういう事実があるということでしょうか。

教育総務課

一般的な意味であり、市内ではそういった事例はありません。

他にご意見ご質問はございませんか。

教育長

無いようですので、次に、報告事項2「小矢部市小学資金貸与規則の一部改正について」説明をお願いします。

教育総務課長

まず初めに、訂正をさせていただきます。件名を「押印を求める手続の見直しに 伴う関係規則の整備に関する規則の制定について」に訂正していただきたいと思い ます。

(報告事項2 説明)

教育長

ただいまの説明について、何かご意見ご質問はありませんか。

教育長

無いようですので、次に、報告事項3「押印を求める手続の見直しに伴う関係規 則の整備等に関する要綱制定について」説明をお願いします。

事務局長

(報告事項3 説明)

教育長

ただいまの説明について、何かご意見ご質問はありませんか。

前田委員

「連絡先」という表現が少し曖昧に感じます。「電話番号」で良いのではないでしょうか。

事務局長

これに関しては、先ほどの議案の分を合わせて再度教育委員会で協議したいと思っておりますが、連絡先の後に連絡者・連絡者住所・電話番号の3項目は必要であると考えております。電話番号のみでは、相手が代表者であるかが不明なので、電話を受けられる方のお名前も必要なのではと考えております。

前田委員

電話番号だけあれば担当者が出られるので、それで良いのではと思いますが、よりわかりやすくということであれば必要ですね。

教育長

実際の実務を行うに当たり、何か問い合わせをしたい時に、きちんとこちらから連絡をとれるようにするために必要なものと考えると、"連絡先"という表現では曖昧であり、担当者が誰なのかわかりません。これは教育委員会規則ではなく、市の規則の改正案であり、まだ案の段階とのことですので、何が必要なのかを、もう一度しっかりと教育委員会としても精査するべきだと思います。

その結果を踏まえて、市の規則改正の内容について、教育委員会から市に対し意 見を出していきたいと思います。

教育長

他にご意見ご質問はございませんか。

教育長

無いようですので、次に、報告事項4「市小中学校長会からの令和4年度重点要望事項について」説明をお願いします。

教育総務課長

(報告事項4 説明)

教育長

ただいまの説明について、何かご意見ご質問はありませんか。

無いようですので、報告事項5「第40回市学校教育研究大会について」説明をお 願いします。

教育センター所長

(報告事項5 説明)

教育長

ただいまの説明について、何かご意見ご質問はありませんか。

教育長

無いようですので、次に、報告事項6「大雪・台風・強風・大雨等の気象情報による注意報・警報発表時の小・中学校登下校に係る対応基準(案)について」説明をお願いします。

教育総務課長

(報告事項6 説明)

教育長

ただいまの説明について、何かご意見ご質問はありませんか。

教育長

報告等は終わりましたが、その他として、全体を通してご質問等ございませんか。

教育長

本日も長時間に亘りありがとうございました。初雪が降り山々が白く覆われてきました。私は、この初雪の山を見るのが好きでして、寒いですが、とても凛とした空気が漂い、ふるさとの景観の美しさを改めて思うのです。

令和3年も終わろうとしています。皆様にはこの1年、様々な面でご指導いただきまして、誠にありがとうございました。

コロナウイルスの拡大により、懸念することが多くありましたが、おかげさまで各学校においては、コロナに伴う臨時休校は一切ありませんでした。現場の先生方や家族の皆さんのご尽力ご協力に改めて感謝申し上げたいと思っています。

一方、コロナの逆効果として、本市では、なかなか進まなかった各学校のICT環境が格段に進みました。一人一台のタブレットや電子黒板、特別教室の空調、また机も新しくすることができました。懸案課題が一気に解決へ向けて進んだこと、このことそのものは、喜ばしいことであると受け止めていきたいと思っています。そして次は、これを如何に活かしていくのか、そのことが今の私たちに課せられているものと思っています。

また、一方では、部活動のあり方、新給食センター、クロスランドおやべ、生涯スポーツプランの4つは、将来に向けた大切な計画であり、これらの計画をしっかりと作っていくことが大切だと思っています。また、策定が2年延びましたが、学校再編の具体的な推進計画をどう作っていくのか、石動中学校と大谷中学校の大規模改修をどう進めていくのかという課題に加え、これからは公民館のあり方も大きな課題になってくるものと思われます。このように様々な課題に対し、皆さんと一緒に考えて、最も望ましい姿を見定めて、見定めたものについては、ぶれることなく、凛とした対応をしていくことが大切であると思っています。そのためにも、今後とも皆様のお力添えをよろしくお願いいたします

教育長 最後に、次回定例会について事務局長より説明をお願いします。

事務局長 (説明 次回定例会 令和4年1月27日 (木) 午前10時)

教育長 以上をもって閉会します。

以上、小矢部市教育委員会会議規則第18条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

小矢部市教育委員会

教育長

署名委員

作成者